

田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領

田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要領の一部を次のように改正する。

(※改正箇所抜粋)

改正後		改正前	
別表第2 不正行為等に基づく措置基準		別表第2 不正為等に基づく措置基準	
措置要件	期間	措置要件	期間
<p>(反社会的行為)</p> <p>8 入札参加資格者等が、次の各号のいずれかに該当し、市発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、最高刑として拘禁刑以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の使用人が、田辺市その他の公共機関との契約に関する業務の執行に際して、最高刑として拘禁刑以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>	<p>(反社会的行為)</p> <p>8 入札参加資格者等が、次の各号のいずれかに該当し、市発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、最高刑として禁固以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の使用人が、田辺市その他の公共機関との契約に関する業務の執行に際して、最高刑として禁固以上の刑を規定する罪の被疑事実により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>